

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年5月19日提出

みよし市長 小 山 祐

記

専決第1号 令和7年3月26日

専決第1号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和7年3月26日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 工事変更請負契約の締結
- 2 工事名 (仮称) みなよし地区拠点施設建設工事
- 3 工事場所 みよし市明知町地内
- 4 請負契約金額 変更前請負契約金額 金2,104,932,500円
変更後請負契約金額 金2,109,717,500円
増減額 金 4,785,000円
- 5 請負契約者 愛知県名古屋市西区中小田井4丁目13番地
内藤・ミズノ特定建設工事共同企業体
内藤建設株式会社名古屋支店
支店長 中 浜 憲 造